

平成 16 年度実施の高等専門学校機関別認証評価（試行的評価） に係る意見の申立ての取扱いについて（案）

1 趣 旨

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の行う評価においては、評価の結果が高等専門学校における教育活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、当該結果の正確性を確保し、確定する必要がある。

このため、高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）実施大綱（4）において対象校からの意見の申立ての機会を設けているところであり、その具体的な取扱いは以下によることとする。

2 意見の申立ての方法等

(1) 意見の申立ての範囲

対象校は、自己評価書、根拠資料・データまたは訪問調査で聴取した意見の範囲内で、機構が通知する評価結果に対し意見の申立てができるものとする。

なお、機構の行う高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の方法等については、意見の申立ての対象としない。

(2) 意見の申立ての方法等

対象校が機構から示された評価結果について意見の申立てを行う場合は、機構の示す様式に従い、「評価結果に対する意見の申立て書」を作成し、指定した期日までに機構に提出するものとする。

3 意見の申立てへの対応

(1) 機構は、対象校から評価結果に対する意見の申立てがあった場合は、当該評価を担当した評価部会において意見の申立てへの対応についての検討を行い、さらに評価委員会において審議を行った上で、評価結果を確定する。

(2) 意見の申立てについては、原文のまま、意見の申立てへの対応とともに「意見の申立てとその対応」として評価報告書に取りまとめるものとする。

なお、各対象校からの意見の申立ての中に、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示することにより法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報が含まれている場合は、当該該当部分は「意見の申立て及びその対応」には掲載しない。

4 意見の申立てに関するスケジュール

平成 16 年 12 月下旬	評価結果を各対象校へ通知，意見の申立ての照会
平成 17 年 1 月中下旬	意見の申立て期限
1 月下旬	意見の申立ての審議，評価結果の確定

評価結果に対する意見の申立て書（案）

学校名： _____ 高等専門学校

意見の申立ての有無（有，無）

・「有」に _____ を付けた場合は以下に記入してください。

1 意見の申立ての対象となる基準： _____

2 意見の申立ての対象となる箇所

意見の申立ての対象となる項目に _____ を付けてください。（どれか1つ）
【評価結果】， 【根拠・理由】， 【目的の達成状況を示す記述】 【特に優れた点】， 【改善を要する点】

3 意 見

--

4 理 由

--

「評価結果に対する意見の申立て書」の作成上の留意事項（案）

- 1 「1 意見の申立ての対象となる基準」欄には、意見の申立てを行う基準1～11あるいは選択的評価事項における基準を以下の例のように記入してください。
（例）
基準1 高等専門学校の目的
基準 研究目的の達成状況
- 2 「2 意見の申立ての対象となる箇所」欄には、意見の申立ての対象となる項目をつけてください。【評価結果】以外の【根拠・理由】等については、意見の申立てを行う評価結果の記述にアンダーラインを付し、また、その箇所が分かるように前後の文章も含めて原文を記入してください。
- 3 「3 意見」欄には、「2 意見の申立ての対象となる箇所」に対する意見を記入し、「4 理由」欄には、その理由を記入してください。また、評価報告書に掲載されることを前提として、簡潔に記入してください。なお、既に提出済みの根拠資料等に沿って記入する場合は、資料番号や頁を括弧書等により明示してください。

「理由」の欄に記載がない場合には、意見の申立てとして取り扱いませんので、注意してください。
- 4 本様式は、意見ごとに別葉で作成してください。また、様式の記入欄が不足する場合は、適宜、様式枠を修正してください。

評価報告書（案）全般に対する連絡票（案）

学校名： _____ 高等専門学校

この連絡票は、誤字・脱字等により正確性を欠くもの、その他、評価報告書全般に関する連絡事項がありましたら記述してください。

なお、本様式により提出があった事項については、評価報告書に掲載するものではありません。

掲載箇所	連絡事項

- (注) 1 本様式の記入欄が不足する場合には、適宜、様式枠を修正してください。
2 連絡事項ごとに、表に示す区分線等で適宜、様式枠を区切ってください。